

みについて

と、議会用語について解説します～

選挙によって選ばれた市議会議員が、市民の代表として市民の声を市政に反映させるために集まり、話し合いを行う場所が市議会です。



志木市議会議場

議案等が可決されるまで

議案 議員提出

議案 市長提出

本会議

開 会
議案等の上程
提案者の説明
質 疑
委員会に付託



委員会

提案者の説明
質 疑
討 論
採 決



本会議

委員長報告
委員長報告に対する質疑
討 論
採 決
閉 会



可決した議案等

議会が
処理するもの

国会や関係行政庁に
意見書を提出する。

市が
実施するもの

議会で決定した仕事を
計画的に進める。

質疑

議員や市長から提出された議案等に対する賛否を判断するために、提案者に不明確な点や疑問点を質問することをいいます。

討論

議案等の採決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明し、他の議員の賛同を求めることを討論といいます。

採決

議長は、議案などの審議が尽くされると出席議員に対し、賛成・反対を問い、その意思表示を集計することを採決といいます。

志木市議会では、原則起立により採決を行っており、特別な場合は記名又は無記名による投票で行うこともあります。

各議員の議案等に対する賛否については、平成24年第3回定例会分から市議会ホームページ、議会だよりに掲載しています。

なお、令和元年6月定例会の賛否の分かれた議案については、10ページに掲載しています。

一般質問

議案等とは関係なく、市長などに対して市の事務の執行状況や将来に対する方針などの所見を求めるものであり、定例会に限り行われます。

志木市議会の一般質問では「一問一答方式」を導入しています。「一問一答方式」は、1つの質問に対し、1つの答えで対応するものです。

また、質問する議員にはそれぞれ60分の持ち時間があり、時間内であれば何度でも質問を行うことができます。

6月定例会で行われた各議員の一般質問の内容については、4ページ以降に掲載しています。

議会の仕組み

～議案などが可決されるまでの流れ

定例会と臨時会

志木市議会の定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれ、市の方針や条例、予算など、市民生活にとって重要な事項を審議します。

臨時会は、必要がある場合に招集されます。

今後の会期日程（案）については、市議会ホームページ、この議会だよりの9ページにも掲載しています。

本会議

議員全員で構成する会議で、議会の権限（議決・決定・同意・承認・選挙など）に関する一切の意思決定を行っています。

志木市議会の本会議の会議時間は、原則午前10時から午後5時までで、市の休日（土曜、日曜、祝日）は休会となります。

委員会

議員全員で構成する本会議より効率的、専門的な審査が必要な議案等に対し、少人数の議員で会議を行っています。

志木市議会には現在、「総務厚生常任委員会」、「市民文教都市常任委員会」の2つの常任委員会を設置しています。

また、議会が効率的で円滑に進むよう、議会運営に関する事項を協議する場として、「議会運営委員会」を設置しています。